訪問看護医療DX情報活用加算について

2024年度診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認等システムが導入されることを踏まえ、当ステーションでは訪問時等に利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

対象者

訪問看護管理療養費を算定する者(医療保険)

算定要件

当ステーションは地方厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療DX情報活用加算として、月1回に限り50円を所定額に加算します。

訪問看護医療DX情報活用加算の施設基準

①厚生労働省が示す訪問看護医療費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている

②健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること

③　②の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している

④　③の掲示事項について、ウェブサイト(当サイト)に掲載している

資格情報の提供について

資格情報の提供はご活用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和7年3月31日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上高田訪問看護ステーション

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者　　中根　綾